

入札監理小委員会  
第634回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第634回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和3年9月7日（火）16：07～17：44

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 開会

### 2. 実施要項（案）の審議

- J I C A国際協力エッセイコンテスト運営管理業務（2022－2025年度）（（独）国際協力機構）
- 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の学術総合センター建物管理業務（大学共同利用機関法人情報・システム研究機構）

### 3. 閉会

#### <出席者>

##### （委員）

古笛主査、石田副主査、辻副主査、石村専門委員、稲生専門委員、小松専門委員、清水専門委員

##### （独立行政法人国際協力機構）

広報部地球ひろば推進課

齋藤 課長

櫻井 調査役

##### （大学共同利用機関法人情報・システム研究機構）

国立情報学研究所総務部

西島 部長

会計課

佐藤課長

##### （事務局）

長瀬参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、ただいまから第634回入札監理小委員会を開催します。

初めに、「JICA国際協力エッセイコンテスト運営管理業務（2022-2025年度）」の実施要項（案）について、独立行政法人国際協力機構広報部地域ひろば推進課、齋藤課長より御説明をお願いします。なお、説明は15分程度でお願いします。

○齋藤課長 では、ただいま紹介にあずかりました独立行政法人国際協力機構広報部の齋藤でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

JICA国際協力エッセイコンテストの概要について、お配りしております資料A-3に沿って御説明いたします。

本事業は、中学生・高校生を対象に、国際協力に関することをエッセイにまとめることを通じて、開発途上国の現状や開発途上国と日本との関係について理解を深め、さらには国際社会の中で日本、そして自分たち一人一人がどのように行動すべきか考える、そういったきっかけを提供することを目的としております。学校教育において、いわゆる国際理解教育の推進に貢献するというふうに言い換えることができるかと考えております。

本事業は、1962年から開始し、2021年度、今年度で高校生の部は60回目を迎える非常に長い歴史を有している事業でございます。全国を対象にエッセイを募集し、3段階の審査を経て、JICA理事長賞、外務大臣賞、文部科学大臣賞の最優秀賞などの個人賞を授与します。また、学校向けの表彰も行います。最優秀賞と優秀賞の受賞者には、副賞として、開発途上国での海外研修を提供しております。海外研修は、参加者にとって国際協力への理解を深める場となっていると考えております。また、表彰式も開催しますが、表彰式の際にはワークショップ形式の研修を併せて開催して、参加者に学びの場を提供するといった工夫も行っております。本事業の成果として一例を挙げますと、過去の受賞作品が道徳などの教科書に掲載されたことが挙げられます。これは私たちにとっても大変喜ばしいことでした。また、最近では、SDGs、持続可能な開発目標が教科書にも掲載されるようになってきております。SDGsに関する教育という面でも、本事業は貢献できるものと考えております。

続きまして、資料の裏面で近年の応募実績について御説明したいと思います。

2018年度までは6万件から8万件の応募がありましたが、近年は残念ながら減少傾向にあります。それでも、約4万件の応募があります。国際協力をテーマにした中高生向けの作文やエッセイコンテストとしては非常に大きい、最大級の規模と言えるのではないかと考えております。

以上をもちまして、概要説明は終了いたします。

引き続きまして、櫻井のほうから実施要項について御説明いたします。

○櫻井調査役 同しく J I C A 広報部地球ひろば推進課の櫻井と申します。皆様、どうぞよろしく願いいたします。

私からは実施要項（案）について、配付資料 A-2 に沿って御説明いたします。

初めに、配付資料 A-2 の 4 ページを御覧ください。第 1 章、I. 対象事業の概要、3. 年間スケジュールについて御説明いたします。

本エッセイコンテストは、応募期間を 6 月から 9 月としております。応募開始に先立ちまして、4 月に年間業務計画の確認を行い、5 月から募集広報に係る業務が開始します。募集要項、ポスターを作成し、全国の学校や関係者へ前年度の優秀作品集と併せて送付を行います。また、新聞に掲載する募集の広告案も作成いたします。6 月に応募受付を開始いたします。応募作品の受付、応募数の確認、整理、アンケートの回収などをこの期間に行います。7 月に前年度の上位受賞者を対象とした海外研修を実施します。この海外研修は開発課題や国際協力の現状について理解を深めることを目的としておりまして、約 1 週間、開発途上国に研修に行きます。9 月上旬に応募締切り後、11 月までの期間で第一次審査、第二次審査を実施します。第一次審査、第二次審査は外部組織の協力を得て実施することも可としております。また、同しくこの 11 月までの審査期間にて、学校応募の学校を対象とした学校賞の選定も行います。12 月に最終審査会を実施いたします。最終審査会は中高各 20 作品、合計 40 作品の賞を決定するもので、外部有識者や協賛、後援団体代表者、J I C A 関係者によって構成されます。こちらの審査会をもって受賞作品が全て決定しますので、審査後、審査結果をホームページにて公表します。併せて、表彰状及び副賞の調達、送付も行います。翌年 2 月に上位受賞者の作品をまとめた簡易版の優秀作品集を作成し、同しく 2 月に実施する表彰式にて配付します。表彰式は最終審査対象の受賞者 40 名を対象としており、J I C A 市ヶ谷ビルでの実施を予定しております。表彰式には、受賞者及び同伴者、最終審査員、協賛、後援団体関係者などが出席されます。表彰式後は懇親会と海外研修対象者の事前研修並びにそれ以外の受賞者への研修プログラムを実施します。3 月には優秀作品集を作成し、精算手続や報告書の作成を行います。

以上が対象事業のスケジュールになります。

続きまして、5 ページを御覧ください。II. 対象公共サービスの詳細な業務内容について御説明いたします。

対象事業の業務内容自体は現行契約から大きな変更点はありませんが、受注経験のない受注者でも業務内容が分かりやすいように、現行の仕様書から全般的に記載ぶりの見直しを実施しました。業務内容を時系列に整理することを基本にしつつ、業務の固まりごとに業務内容が理解できるように再整理をいたしました。

例えば、10ページを御覧ください。7に学校応募向け表彰の選定という項目がございますが、これはこれまでは応募受付の業務の一環として記載をしておりましたが、業務内容や業務量が分かるように項目立てをいたしました。

次に、17ページを御覧ください。こちらではⅢ. サービスの質の設定について御説明いたします。こちらは本事業の実施に当たり、達成すべき質及び確保すべき水準について記載をしています。

ページをめくりまして、18ページから(1)が始まりますが、エッセイ応募者に対する対応につきましては、応募者や学校からは多数問合せが来ますので、そちらに対して適切な対応を行うことを求めています。

(2) 個人情報保護につきましては、多数の個人情報を応募から表彰、また、海外研修というふうに様々な形で取り扱うこととなりますので、適切、的確な対応を求めています。

(3) 効果的な募集広報についてですが、冒頭、事業概要で御説明しましたが、応募が減ってきているという状況がございますので、効果的な応募方法を求めています。

(4) 審査の円滑かつ適切な実施につきましては、数万件という大量の作品を限られた時間の中で審査をすることとなりますので、スケジュールに沿った確実な実施を求めています。

最後に、(5) 海外研修につきましては、中高生を対象とした海外研修となりますので、受入先との調整の上で、安全に実施することを求めています。

次に、19ページを御覧ください。第2章、実施期間に関する事項は、本業務の実施期間を記載しております。

現行契約は2019年度から2021年度の3年間の契約ですが、本実施要項(案)では2022年4月から2026年3月までの4年間としております。実施期間を延ばすことにより、受注者は長期的な体制構築が可能になり、安定して業務に当たれることができることから、より多くの応札を促すことを目的としての改善点となります。

続いて、21ページを御覧ください。こちらには、第4章、入札に参加している者の募

集に関する事項ということで、入札スケジュールについて記載をしております。

入札公告を11月中旬、技術提案書の期限を2022年1月と、入札期間を2か月以上確保しております。また、3月上旬に契約締結をした後、約1か月の引継ぎ期間を設けて、4月からの事業開始を予定しております。いずれの点も新規の受注者にとって応札しやすくすることを意識した改善点になります。

次、少し飛びますが、35ページを御覧ください。第5章、対象公共サービスの実施する者を決定するための評価の基準について記載されています。

こちら、黄色くハイライトされております2.技術提案書作成に係る要件、留意事項、1)類似業務の経験についてですが、これまで仕様書に記載しておりましたコンテスト・コンクールの実施・運用に係る各種支援業務に加えまして、教育分野における国際協力の業務経験、日本における開発教育の業務経験を新しく記載いたしました。類似業務の範囲を拡大することにより、新規事業者の応札を促したいと考えております。

続いて、37ページを御覧ください。こちらが評価表ですけれども、当機構の入札におきましては類似業務の経験を重視する傾向にありますが、本事業におきましては類似業務の経験の配点を減らしまして、下のほうですね、2.業務の実施方針等、(1)業務実施の基本方針(留意点)・方法、こちらの項目を加算しております。こちらも新規事業者の応札を促すことを目的とした改善事項になります。

最後に、45ページを御覧ください。実施要項(案)の別紙1の資料になります。こちらの5.閲覧資料として供する資料として、審査要領と応募者アンケート結果を追加しております。こちらも新規応札者の業務内容の理解を促して応札を促進することを目的とした改善点となります。

私からの説明は以上になります。

○事務局 ありがとうございます。

ただいまの実施要項(案)の説明について、御意見、御質問のある委員におかれましては御発言をお願いします。

辻副主査、お願いします。

○辻副主査 辻でございます。御説明ありがとうございました。

資料A-2の8ページ目でございます。こちらに第一次審査、第二次審査の実施と書いてあって、外部組織の協力を得て実施することを可とすると書いてございます。引き続いて、資料A-2の38ページ目の(2)には業務実施体制、要員計画と書いてございます。

ここに書かれている要員計画の中には、先ほどの審査の実施ですね、どのような審査員を集めたのかということもこの要員計画の中に含まれているのでしょうか。

○齋藤課長 基本的に外部組織の協力を求める場合は、この要員計画に含めることは求めておりません。基本的にここで求めている要員計画と申しますのは、全部の業務に主に従事する者を示すような形で考えておりますので、仮に例えば民間事業者自らがここで審査をするといったときも、多分、技術提案書を書く段階で全ての要員を手配するというのは難しいと思いますので、そこまでは求めないというような考えでおります。

○辻副主査 ありがとうございます。ですと、8ページ目で、例えば僕が初めてこれに応札しようとするときに、非常に専門的なエッセイを審査する審査員を現時点で確保できないのではないかとこの点で心配になると思います。入札をする際に、審査員の先生方をまだ確保していない状態で入札しても、そのことは特段、競争入札における審査では得点に反映されないとか、特段気にされないという理解でよろしいでしょうか。

○齋藤課長 技術提案書の中で、例えば新規事業者がこういったところを含めて具体的な提案をいただければ、それは積極的に評価したいと思いますが、御指摘のとおり、こういった審査は非常に難しいのではないかとこの想定でおります。既に現行事業者の場合は外部組織の協力を得て実施しておりますので、例えば具体的な提案がなかったとしても、既存の御協力いただいている外部組織の情報を提供するなど、そういったサポートも十分にしていこうと、そういうことも含めて新規参入を促していければというふうを考えております。

○辻副主査 ですと、多分、ポイントになるのは現在使われている専門家が集まった外部組織、その組織と新規参入者が契約できる保証はあるのでしょうか。

○齋藤課長 そこは新規事業者のお考えを最大限尊重していければいいかなというふうに考えておりますが、新規事業者になった場合は、外部組織、JICAと何ら契約関係があるわけではないので、我々が例えば外部組織に対して協力を依頼するとか、そういったことにとどまるのではないかとこのように考えております。

○辻副主査 ですと、全くこの分野に知見がない新規参入業者からすると、審査員の先生を集める点が多分、ボトルネックになってしまって、なかなか手を挙げにくいのかなと思います。そこで、ジャストアイデアでございますけれども、JICAのほうでこの方々の審査を受けてもらいたいというふうにお考えなのであれば、審査員の先生を確保する業務はJICAのほうで切り取って実施するという可能性はないのでしょうか。

○齋藤課長 本件事業は御説明したとおり非常に長い歴史のある事業でございます。外部組織の方も、そういう意味で言うと、長い形ですと御協力いただいております。ですので、落札者が変わったとしても御協力いただけるのではないかというふうに考えております。一方で、審査を直営でやる場合なのですが、残念ながら、我々の実施体制ですね、本件業務に関してかなりの人数を動員することになりますので、直営でこれを実施することは非常に困難ではないかというふうに考えております。

○辻副主査 審査員の先生を確保する業務自体、非常にマンパワーが必要なのでしょうか。

○齋藤課長 第一次審査は例えば4万点ございますので、これを審査するというのは非常に膨大な作業を行うものになります。

○辻副主査 整理すると、この審査業務を外部の専門家にお願いするのですか。

○齋藤課長 そうですね。

○辻副主査 例えば現行業者の方も、数万点に及ぶエッセイを自ら読んで審査しているわけではなくて、外部の専門家に査読というか、エッセイを読んで選抜する業務を委託しているという理解でよろしいでしょうか。

○齋藤課長 そうですね、協力を得て実施していると。現行の場合ですと、謝金を支払うなどの形で行っていることになります。

○辻副主査 なので、数万点のエッセイを読んでもらっている外部の方々をJICAが新規参入業者に確実に紹介できれば、恐らく新規参入しやすいと思うのですが、この辺り、いかがでしょうか。

○齋藤課長 そうなのですが、外部組織と我々では、今、何ら契約関係がないので、そこは確約することはできないのですが、御説明したとおり、非常に長い間、御協力いただいている外部組織がございますので、それに対しては我々のほうから引き続き協力していただけるような形をお願いできると考えておりますし、協力していただけるのではないかというふうに考えております。

○辻副主査 でしたら、今の内容を実施要項に明文化することというのは難しいでしょうか。今、お話しになった内容です。

○齋藤課長 例えば、こういった形で、今、お考えでしょうか。外部組織と我々、一般的な契約関係にございませんので、それを確約するようなことというのはちょっと書きにくいかなと思うのですが、例えば協力を依頼するとか情報を提供するというようなことは記載することは可能かと思えます。

○辻副主査 はい、分かりました。ありがとうございます。

一旦、僕からは以上で結構です。

○事務局 小松専門委員、お願いします。

○小松専門委員 今のことなのですが、4万点というふうにおっしゃっていますが、大体1か月ぐらいで全部読まなきゃいけないということになりますよね。とすると、数千名単位の査読者というか、読む人が必要になるので、普通は不可能ですね。そういう人を急に集めろというのは、私はもう不可能だと思います。ですから、業者としては、そこを自分の責任でやれというふうに言われたら、もうここで諦めるということにならざるを得ないと思います。そうすると、今までやっている業者しかやっぱりできないということになってしまいますので。審査の要員をどう確保するかということは、これはやっぱり業者側にはっきり分かるような形で伝えていただかなきゃいけないし、今、契約関係にないとおっしゃっていましたが、それであれば、読むほうの業務は分離して、それはどこか特定の方々に依頼するしか方法はないと思いますよ。全部まとめてやってくださいという、今までの形式をそのまま外へ出すというような格好でやろうとしても、やれるところはまずないと私は思います。ですから、このままやっても、従来と変わりはないだろうというのが予想です。やってみていただいて、うまく行けばいいですけども、私が業者だったら、そこで引かかるなというふうに理解します。ですから、今、辻委員がおっしゃったように、そこのところが大丈夫だということを業者が分かるように伝えていただかないと、ちょっとこれ、うまく行かないというふうに思いますけれども。予想ですけどね。

○齋藤課長 御指摘ありがとうございます。

過去の実績を踏まえますと、例えば高校生の部は90名ぐらいの審査員の体制で、この期間で審査の御協力をいただいておりますので、規模としましては数千人というよりは90人ぐらいの規模から100人とか数百人ぐらいの体制でできるのではないかというふうに考えております。過去に御協力いただいておりますのは、例えば国際理解教育に関心の高い先生たちの任意団体等がございまして、それが全国の規模でございます。そういったところに御協力をいただいたり、またはJICAの事業に関連している、これもNPOとか任意団体がございます。例えば協力隊のOB組織とか、専門家のOB組織というのがございます。こういったところは御協力いただけるのではないかなというふうに考えております。

○小松専門委員 ちょっとすみません、割り込んで申し訳ないのですが、今のお話だと、

それはボランティアでやっていただけるというふうに私は理解するのですね。もし業務としてこれを読んで選択しろと言われたら、恐らく1日じゃ済まないですよ。1週間か2週間かかる。その分の人件費を負担できるかという、これは無理だと思います。我々、教員で学生のレポートを読んだりしますけれども、それは給料をもらっているからやっている、ボランティアでそういうことをやれと言われても、それは引き受けられないですよ、はっきり言えば。だから、ボランティアを前提にしたような事業の組立てになっているとすれば、そこところは切り離してやらないと、業者にそれを押しつけてしまうというのは、やっぱりおかしいと思いますね。そこら辺、経済行為としてやるのか、ボランティアなのかというところがはっきりしないような気がしますし、恐らく従来はボランティアが期待できるような団体が引き受けておられたから成立しているのであって、それを事業者としてやれというのであれば、ボランティアとビジネスの差というのは当然出てくると思うので、そこは十分考えないと、これは成立しないと思いますね。

○齋藤課長 御指摘ありがとうございます。ボランティア形式ではなくて謝金は支払っております。あと、エッセイコンテストの分量なのですが、例えば中学生の部でいくと原稿用紙3枚以内、高校生は4枚以内というような形になっておりますので、過去の実績から踏まえまして、先ほど御説明したような体制で謝金を支払う形で対応することは可能ではないかというふうに考えておりますし、そういう組織というのは幾つか存在しておりますので、このような形で、あと、御指摘いただいたように実施要項でもう少し丁寧に説明することによって手を挙げていただける方はいらっしゃるのではないかというふうに考えております。

○事務局 稲生専門委員、お願いします。

○稲生専門委員 事業の組立てで若干疑問があるのでコメントしますが、資料A-3のポンチ絵で拝見すると、今回の事業は、要は作文を出していただいて、これに対して先ほどの審査を経て賞を授与していくと、こういうような流れだと思うのですが、ところが先ほども御説明いただきましたけれども、実施要項の124分の14を拝見すると、受賞者の海外研修というものが入り込んでいるのですね。つまり、何が言いたいかというと、エッセイコンテストという一大事業、先ほどの審査体制の構築自体も、新しく参入する事業者からすれば、これは大ごとだと思うのですが、これに加えて、海外研修まで連れていかなくてはいけない。しかも、124分の15を見ると、旅行会社は得意だと思うのですが、(4)研修プログラムの作成の下の方に、たった2つのポツで書いてあるわけつ

まりですね。つまり、どういう内容でどういう研修を施していくのか、JICAがどういう期待をしているのかということに関して、調整はするけれども、中身は全部持ってきてくださいと、こういうふうな内容になっていまして、やはりこれは民間事業者からすれば、どういうコンテンツのものをどれだけのボリューム、どれだけの質で期待されているのかというのが全く分からないと思うのですね。

ですから、私の考えですけれども、できるならば、コンテストの運営という業務と、それからどういう人が海外研修にふさわしいかという審査に使っているのは分かるのですが、ただ、海外研修というものは、本来、全く別立ての事業じゃないかなと思うわけですね。ですから、これを併せて毎年5,000万ほどで受託する事業者というのは、これはなかなかいないのではないのかなということがありますので、今回はこれでおやりになるのかもしれませんが、私はこれを切り離さないと、ちょっと厳しいのではないのかなとこういう感覚を持っています。それが1点。

それから、2点目ですけれども、サービスの質と評価のところなのですが、サービスの質についてですけれども、後ろのほう、ちょっとページがなくなってしまいましたが、評価のほうで説明をすると、124分の37のところの評価表がございます。それで、1番、2番、3番とある中で、1については、ある種、形式的な要件ということかと思えます。つまり、情報セキュリティー等の質等がありますので、これは資格等で一応、担保していくのだと思うのですが、一番大事な業務の実施方針等のところを読んでいくと、例えば2の(1)業務実施の基本方針(留意点)・方法というところが37ページ目の下のところに出ています。書いてある内容が業務実施のクリティカルポイントを押さえとしか書いていないのですね。つまり、事業者からすると、何がクリティカルポイントなのかというのをもう少し具体的に書いていただかないと、どの点に留意して提案をしていけばいいのかというのは、正直言って、ここだけでは読み取れないのではないかなというふうに思います。ですから、先ほどの審査体制の構築であるとか、いろんなポイントがあるとは思いますが、読めば分かるだろうというのはやはりしんどいと思いますので、もう少しこら辺、ブレークダウンをしていただいたほうが、逆に言うと、応募するほうからすれば、どこに注意すればいいのかということが出てくると思います。

さらに加えて、先ほど両先生からの御指摘もあったのですが、例の審査体制ですよ。38ページの2の(2)を拝見すると、2つ目の黒丸のところでは要員計画が適切か、これ、一番大事なところなのですから、外部の人材に過度に依存していないかって、これ、

何を意味しているのかというのもよく分からない。先ほどの審査員の方たちというのは、正直言って、事業者というよりは完全に外部ですよ。ですから、この点もいま一つ、よく分からないですね。ですから、先ほどの審査体制の構築にどこまでJICAが協力するのか。つまり、協力する部分というのは点数に入っちゃいけないわけですよ。それはJICAが整えるべき基礎的な話になりますから、その部分とポイント化される部分というのを明確に区別していただいたような評価表ということで、もうちょっとこの中身を見直したほうがよろしいのではないのかなというふうに思います。

すみません、長くなりましたが、私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○齋藤課長 ありがとうございます。すみません、幾つか御質問をいただいていますので、場合によっては、ちょっと確認をさせていただきなから回答できればと思います。

最初に海外研修の件なのですが、基本的には海外渡航に必要な部分というのは旅行会社に手配していただくことになります。あと、海外研修の現地のプログラムに関しましては、今回、過去の事例を情報開示することによって参考にしていただくことが可能と考えております。かつ、基本的には海外研修先は私どもの在外事務所がございます。したがって、具体的な研修ですね、例えばどのプロジェクトで行くとか、そういったところというのは、私どもの在外事務所のほうで手配するような形になります。そういった部分は十分サポートできますので、現行事業者もそこは対応しておりますので、可能ではないかと考えております。むしろ、海外研修を効果的に実施するためには、その前の事前の研修とか、そういったことを組み合わせて行うことが重要と考えておりますので、そういった部分を一体的に運営していくことが本事業を効果的に実施できる側面じゃないかというふうに考えております。

○稲生専門委員 今の件で、すみません。例えば、行った先の海外事務所のほうで御協力いただけるとか、そこら辺の細かい説明については、資料があらかじめ用意されているということでもよろしいですか。我々がいただいている要項には必ずしも具体的に書かれていないのですけれども。つまり、どこまでを事業者のほうで計画する必要があるか、切り離されて、先ほどのお話でもそうなのですが、JICAのほうでどこから先は御用意いただけるのか、その切り分けが、正直言って、実施要項上からはどうもよく分からないですね。ですので、もしそういうことであれば、明確にこの中に書き込んでいただくか、あるいはこの中に書くのがふさわしくなければ、別の説明書みたいなものがありますということ

明確に実施要項に記載されてはいかがでしょうかと思います。

○齋藤課長 そうしますと、具体的には、私ども J I C A のほうで手配する部分をより明確化、クリアすればいいというふうな御指摘というふうに今、理解しましたので、そのところは実施要項、もしくは関連の資料のほうで修正を図りたいと思います。

2点目は、評価表のクリティカルポイントに関してというふうな御指摘だったと思います。その点については、御指摘の点を踏まえまして、より詳しくどういった点を方針として求めるのかというところは追記するような形で対応したいと思います。

○稲生専門委員 よろしくお願ひします。

○齋藤課長 最後の外部の協力のところなのですが、ここは非常に悩ましいのですが、冒頭、概要のほうでも御説明したとおり、国際協力をテーマにこれだけの規模でやっているものというのは、多分、ほかにあまり類を見ないものなのですね。これをいかに効率的に実施するかというようなことは、非常に長い歴史がある事業ですので、過去、試行錯誤を実施してきておまして、あれもこれも何でもできるという事業者に求めてしまうと、非常に応札が難しくなるというようなことになりますので、そこはうまく、例えば企業共同体を組むとか、補強するとか、再委託するとか、こういったところを工夫すれば、非常に重要なコアなところはきちんと落札者にやっていただきたいと考えているのですが、何とかできるだろうと、過去の経験も踏まえまして、そういった仕様書の内容にしております。非常に難しいのですが、苦肉の策としてこういうふうな形で進めていただければというふうに考えております。

○稲生専門委員 いずれにしても、5,000万円ほどの事業ということになりますので、正直言って、民間事業者が5,000万の事業を受けるとすると、10人も割けないというのが普通だと思います。一方で、ずっと動いておられた財団法人の場合には、恐らく過去からのノウハウも、人間的にもきっちり確保なさっていて、一方で審査員を含めて協力体制が出来上がっている。だから、それを毎年回していけばいいわけで、そうすると、財団法人ですから、収支の問題はほとんどであればいいかもしれませんが、民間事業者は利益を出さなくちゃいけませんので。ですから、そこを十分に考えていただいて、できるだけサポートできるところはサポートいただくという形で、もう一度、見直していただく部分が出てくれば、それに着手いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○齋藤課長 御指摘のところ、多分、審査に関することですね。複数の委員の方から御指摘を受けております。外部組織の協力というところについては、今回の御指摘を踏まえま

して、もう少し踏み込んで、いろんな方に関心を持っていただけるように、その部分はちょっと工夫したいと思います。

○事務局 ありがとうございます。

ほかにございますか。辻副主査、もう一度、お願いします。

○辻副主査 すみません、辻でございます。

今の部分、38ページ目の(2)ですが、念のための御確認でございます。38ページ目の(2)の要員計画の中には、外部にエッセイの査読の審査をお願いする人間は入っていないということで、つまり、言葉を換えると、現行の受託者が今回の提案書に外部にこんなに優秀な、過去何十年もお願いしているところと友好関係があつて、もしくは契約関係があつて、要員計画は確実ですよというふうに書かれていたとしても、現行事業者はそれを理由に加点されないという理解でよろしいでしょうか。

○齋藤課長 そのこのところは、要員計画というよりは、実施方針とかほかの部分できちんと評価させていただければと思います。

○辻副主査 その部分は、現行業者は外部の専門家と従前の長い関係があるので、加点要素として評価されてしまうという理解でよろしいですか。

○齋藤課長 そうですね、現行業者がしっかりと持っていれば、そこは例えばほかの業者よりも実績等ございますので、評価するポイントにはなり得ると思います。

○辻副主査 ですと、やっぱり新規事業者は、恐らくそのような専門家との関係は多分一切ないと思うので、恐らく僕が新規事業者だったら、そういう話であれば、ちょっと見送るかなという感じになってしまうと思いますので、ぜひこの点は十分に御検討いただければと思います。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

石田副主査、お願いします。

○石田副主査 すみません、ちょっと質問なのですが、124分の6と7なのですが、募集要項は紙の印刷3万部で、応募作品は紙の郵送で受け付けるという理解でよいでしょうか。

○櫻井調査役 櫻井からお答えいたします。

募集要項につきましては、御理解のとおり印刷をします。また、ホームページ等でもデータを共有、公開しております。

すみません、もう1点目は。

○石田副主査 作品はどうやって受け取るのでしょうか。

○櫻井調査役 基本的に紙で、郵送で提出をしていただいています。

○石田副主査 分かりました。

今、日本はデジタル化が遅れているということで、DX化ということが全くここに入っていないと思います。要は、7のところにも、受注者は応募作品の送付先として保管するところを設けて、それを都道府県別に仕分けをすることを含むとか、それから応募リストをエクセルで作るとか。今、私、大学に勤めているわけですが、大学は入試要項を紙では一切配布しておりません。入手は全てネットです。今、オンライン化が進んでいるので、中学生と高校生もネットで行けると思います。募集要領をつくったら、3万部も発送しなきゃいけないのですね。その業務も大変ですし、変な話、コピーや剽窃というのを紙で受け取ったら、調べるのは大変ですよ。電子でやったら、コピーペーパーとかというソフトがあって、一発でいけるのですよ。さらに、ネットで受け付ければ、そんな都道府県別に仕分けする必要はないのですよね。それから、応募リストも作れるのですよ。だから、私は個人的には、これ、何でよそが入ってこないかという、アナログの、ごめんなさい、申し訳ないですけど、何かばかばかしいですね。アナログの作業が膨大過ぎて、そんなの社員にやらせてられないから、またアルバイトとかにさせるわけですよ。60年間の長きにわたっているけれども、やり方というのはお考えになられたほうがいいのではないかと。もっとDX化の創意工夫の提案を歓迎するとかというふうにすればいいじゃないですか。この要領で、紙で行ってくださいじゃなくて、今、DXをやらなきゃいけないわけですから、DX化の提案を歓迎して、性能発注じゃないですけど、同様の成果が出るのであれば、紙でなくてもいいとか。だって、審査する人にも紙で送るわけですよ。そういうことを考えると、あまりにアナログ過ぎて、だから嫌なんじゃないかなというふうに思いました。

ですから、今年が間に合わないにしても、来年以降は絶対——来年といっても、3年後になっちゃいますよね。ずっとこれは個人的にはひどいのではないかなと。DX化を進めてください、デジタル庁ができるわけですから。ですよ。紙だったら、やってくれるところは限られちゃうと思いますね。変な話、私の大学の学生はスマホで文書を作って送ってくるのですよ、パソコンじゃなくて。そういう時代ですから、ちょっとやり方も考えて、アナログの業者じゃないところが入ってこられるようにお考えになられたほうが。一回待っちゃうと3年後というのは、個人的にはすごく嫌な気がします。

それと、もう一つ伺いたいのは、何で2018年度から2020年度で4割も減ったのでしょうか。その要因分析はどのようなふうに行われているのでしょうか。

○齋藤課長 ありがとうございます。

最初にデジタル化の件でございますが、我々もぜひ進めたいと考えております。一部、そういったものを導入しようかということはこれまでも検討してきております。ただ、実際に応募してくださっている学校の先生にいろいろとヒアリングしますと、正直、例えば中学校の生徒がデジタルで入力できるかということ、やはり手書きが多かったりする場合も多い。ほとんどの場合が手書きでやるというようなこと。例えば応募するときには書類ではなくて別の形で加工するというふうなこともかなり手間だという意見が残念ながら、現状としては非常に多く意見が寄せられておまして、そういった応募してくださった先生の実態を踏まえまして、そこは今、柔軟な形で対応しようと考えております。例えば海外の学校、日本人学校とかの応募に際しましては、そのところは工夫していただいて、ネットでの応募というところは柔軟に取り入れていければというふうに考えております。

あと、応募者が減少した点についてなのですが、我々のほうもいろいろと調査を実施しております。なかなかこうだということでは分からないのですが、難しいところがあって、いろいろな面があるのかなというふうに考えているのですが。例えば今、学校の先生は働き方改革が求められておまして、あと、夏休みの課題、こういったものがなかなか生徒に課していくのが難しくなっているというようなところがあると思います。実際のところ、エッセイコンテストというのは夏休みの課題として書いていただける場合が多いのですが、そういったことが要因にあるのかなというふうに考えております。そういったことを踏まえまして、残念ながら、ちょっと減少傾向にある。特に中学生が減少傾向にある状況です。こういったところ、我々も改善すべく、例えば夏休みの課題ではなくて、実際に授業で取り組んでもらえるようなことを働きかけるような広報活動なども行っております。

○石田副主査 よろしいですか。すみません。

DX化していきましょう。中学生だって、今、スマホはみんな持っていて、LINEでやっているのですよ。さっきも言いましたけど、大学生は、今、下手すると、パソコンのキーボードじゃなくてLINEで文書を作って送るぐらいですから、できないということはないですよ。今だって、オンライン授業もやらなきゃいけないってやっているのですか

ら。それはただの言い訳なので、政府がDX化と言っているのですから、ぜひDX化をやってください、3年後じゃなくて。

あと、減少の分析も、なかなか複雑で分からないのですよねっていうのは、あまりにも人ごとだと思います。例えば10%減少だったらちょっと厳しいと思うのですが、4割減っていて、精緻な分析しなかったら、政策って打てないですよね。その辺のところは今後なのかもしれないのですが、ぜひ分析をして、的確な手を打っていただかないと、年間5,000万ですけど、でも大事な5,000万ですので、ぜひ有効に使っていただきたいと思います。

私からは以上です。

○事務局 ほかに何かございますか。

辻副主査、お願いします。

○辻副主査 すみません、辻でございます。最後に1点だけ。

資料A-4の右から2番目の2019年から2021年の欄でございます。その下のほうを見ていくと、業務責任者の資格、実務経験とございまして、その中の下のほう、発注業務と関連性の強い学歴と書いてございます。これ、JICAのほうで具体的にどういう学歴を高く評価していらっしゃるのでしょうか。

○齋藤課長 今回は、例えば国際協力、教育分野がございまして。あと、開発教育、国際理解教育とございまして。例えば教育分野、そういったものがこれに該当するかと考えております。

○辻副主査 実施要項の37ページを見ますと、その他学位、資格等とございまして。この辺りに今の内容をできれば具体的に書いていただくのと、それから一点引っかけたのですが、学歴は最終学歴のみを御記載くださいと書いてございまして、例えば学部が国際関係学部で、マスターとかドクターが全く関係ない分野だったりすると、どういうふうな扱いになってしまうのでしょうか。

○櫻井調査役 37……。

○辻副主査 37ページですね、すみません。資料A-2の37ページでございます。評価表があって、その上のほうですね。3)にその他学位、資格等とございまして。

○齋藤課長 手元に資料はないのですが、ここはちょっと確認をさせていただければと思いますが、最終学歴ではなくて、例えば大学の学位、学士とか修士、それ以外に複数のものを記載するほうがより専門性が分かりやすいのではないかという御指摘でよろしいでし

ようか。

○辻副主査 はい。それから言うと、JICAが高く評価される具体的な学歴の内容ですね。今、言った国際関係何とかとか、海外教育とか、その辺りの学部があるのかもしれませんが、この辺り、具体的に書いていただければと思いました。

○齋藤課長 資料でいきますと、124分の75ページを御参照いただければと思うのですが、私どもは業務従事者の経歴を確認する際、確かに最終学歴のみですが、それ以外に取得資格ですね、こういったところで学士とか、場合によっては技術士とか、そういった資格を書くところもございまして、こういったところを踏まえまして、基本的には専門性を総合的に評価するような形にしております。例えば最終学歴が修士の方であっても、学士が全く違う分野で取得されている方の場合は、取得資格のところに学士の取得のところに記載していただいて、それを評価するというようなことを行っております。

○事務局 小松専門委員、何かありますか。

○小松専門委員 業務統括者の学歴って必要なのですか。何か差別になるのではないかという気もしますけどね。例えば、高卒で頑張っておられる方はなれないとか、そういう話になったとしたら、これ、ちょっと問題じゃないかと思えますけど。通常、そういうことを要求している事例って、少なくとも私が見た限りではないですね。なぜ求めるかという理由がはっきりしていればいいですけども、私が考えるにはそういう理由はないだろうと思うので、これは本当に必要かということをちょっと考えていただいたほうが良いのではないかと思います。

○齋藤課長 学歴を問うているものではなくて、専門性を確認させていただくものでございますので、例えば大学を卒業していないと総括責任者になれないとか、そういったことは一切ございません。

○小松専門委員 だけど、書けということは、それはないと駄目だというふうに受け取られますよね。例えば、高卒でアメリカに渡って英語が非常によくできる方とかいらっしゃいますけれども、そういう方は結局、高卒の資格しかないから、専門性は判断できないということに論理としてはなってしまう可能性があるんで、やっぱりちょっと学歴を書かせるとするのは、個人情報に関係もあるし、普通はやらないと思えますけどね。何か国家資格が要るとか、そういう場合は当然、それは求めることになるのでしょうけれども、今回はその必然性がどこまであるのかというのは、私はちょっと理解できない。

○齋藤課長 評価表を御確認いただければと思うのですが、総括の責任者の場合、一番、

類似業務の経験というのを重視しております。75ページを御覧いただければと思うのですが、経歴書の中でもそういったところを書く欄を設けておりますので、そのところは我々、きちんと重視して、評価をさせていただいております。また、学歴のみではなくて、まさに資格なども、ほかのところも十分評価する、その一項目として挙げているというようなことで御理解いただければと思います。

○事務局 石田副主査、お願いします。

○石田副主査 すみません、今の小松先生に乗かって、業務総括者という方は英語が話せないといけないのですか。外国語と書いてあるけど、英語の資格名を記載してください。業務総括者というのは何をやる人なのですかね。全ての業務をコントロールできればよいのではないのですか。英語を話せる必要ってあるのでしょうか。

○齋藤課長 今回は外国語というのは問いません、必要がありませんので。ただ、我々の業務、一般的に国際協力でございますので、国際協力を実施する業務の場合は外国語の能力を求める場合がありますので、その点は評価させていただいております。

○石田副主査 ですから、なぜ業務総括者は英語の能力が必要なのですか。日本語のエッセイですよ、英語のエッセイじゃないですよ。それと、どっちかという、コントロールはロジですよ。

○齋藤課長 今回、外国語は評価項目には加えておりません。

○石田副主査 加えてないけど、37の外国語というのは生きるのですか、それとも削っていただけるのですか。それと、最終学歴というのも削っていただけるのですか。

○齋藤課長 外国語の部分について、今回は評価対象にしないので、削除する方向で検討させていただきます。

○石田副主査 そしたら、3)のその他学位、資格等というのは、その他資格等だけでいいのではないのですか。何かアピールしたいことがあったら御自由にお書きくださいじゃ駄目なのですか。

○齋藤課長 それはもし本人が学歴は必要ないというようなことであれば、そこを書かないと失格にするとか、そういうことじゃございませんので、それは応募してくださる方がやはりアピールポイントとしてここに記載しているようなことを書いていただければと思います。我々、学歴のみを重視しているわけでは決してございませんので、類似業務の経験、総括者としての経験、あと、資格、こういったものを含めて評価しております。

○石田副主査 といっても、75の業務従事者経歴書のところに最終学歴と記載するとこ

ろがあれば、それはやっぱり見ると思うのですね。なので、ここを取っちゃうのだったら良いのではないですか。取らない限りは、ああ、これはじゃあ、どこかいい人を採ってこなきゃと思いますよね。

○齋藤課長 そこは多分、学歴をアピールしたいという方も当然いらっしゃると思いますので、そうではなくて資格でアピールしたいという方もいらっしゃるって、いろんな方々が私どもの事業に関係してくださっておりますので、項目としてはこういった形にして、何度も繰り返し御説明申し上げておりますが、学歴だけで評価しているわけでは全くございません。類似業務の総括責任者としての経験、資格、こういったものも含めて評価させていただいております。

○石田副主査 おっしゃることは分かるのですが、この経歴書だったら、最終学歴は見ると思ってしまうので、アピールしたい経験とその他というのにまとめてしまって、最終学歴を取っちゃったほうが私はすっきりしますけど。どうぞ御検討ください。

○小松専門委員 任意で書く部分と書かなきゃいけない部分の区別がはっきりしないと思いますよ。やっぱり書けと書いてあったら、書かざるを得ないというふうに理解するのが普通ですから。もし任意で書いていいというのだったら、そこはきちんとそういうふうに応募してくださいというふうに書かないと、やっぱり応募する側は弱いですから、言われたら書かざるを得ないというふうに理解すると思います。

○齋藤課長 この点については、定型の様式を使ったりしておりますので、御指摘の点を踏まえまして、その辺は業務説明会とかで丁寧に説明したいと思います。我々、学歴を必須としているわけではない、そういったところはしっかり業務説明会等で御関心のある方に説明していければというふうに考えております。いろいろと用式を変えるとかとなってしまうと、どうしても検討に時間を要してしまう可能性がありますので、その点は御理解いただければと思います。

○事務局 ほかに何かございますか。

石村専門委員、お願いします。

○石村専門委員 辻委員や稲生委員とちょっと重複してしまうのですが、先ほどの資料 A-4 の 3 列目の 19 年から 21 年の実施の一番下の欄に入札参加が期待される 22 者へ個別アプローチと書いてあって、応札可能性のある 2 者に対してヒアリング実施ということで、それから下から 2 つ目ですけど、コンクール・コンテンツ等に関する各種支援業務の類似業務について、組織と従事者の双方について十分な経験を有していないという理由を

挙げ、あともう一つは事業規模が大きく、実施体制が組みにくいというふうに書いてあるのですが、要は2者というのは説明に参加してくれた2者のことを恐らく言っているのではないかと思うのですが、今、辻副主査なり、稲生専門委員なり、ほかの委員の質問からすると、どうも答えてないのではないかという。

つまり、答えてないということは、もう説明会が終わった時点で入札参加者が1者になる可能性、すごく高いじゃないかという印象を私、持ったので。本当に2者が要求したことに対して改善されたかどうかをいま一度、個別に見直していただいたほうがいいので。というのは、今の話からすると、恐らく説明会に来たはいいけど、入札参加はしないだろうという予測が立ってしまうのですね。とにかく最初の第一歩で、とにかく1者でも入札参加すれば、だって、民間参入促進ということで14者へアプローチ、30者へアプローチ、22者へアプローチという形で、要は参入可能な事業体というのはそれだけあるのだということを考えていらっしゃるということですよ。ということは、とにかく1者でも参入してくれば、あと、つながってくる可能性がすごく高いというふうにも思えるので、いま一度、先ほどの石田副主査なり、いろいろこれだけ出てきたということは、再度見直す必要があるのではないかというふうに聞いていて思ったもので。そうしないと、恐らく入札はほぼもう今の説明の資料でそのまま出していっちゃうと、1者入札でほぼ決まりみたいな印象を受けたので、そのところをいま一度、2者にヒアリング、もしできるのだったら、再度詳細に聞いて、どこの部分が引っかかっていたのかというのを個別具体的に聞いて、それに対して応える説明書になっているかというのを再度検討して説明会に臨んでいただけないですか。今の話だと、どう考えても説明会の時点で、ああ、もう1者入札で確定するのだなというふうな印象を持ったので。すみませんが、再度、御検討をお願いします。

○齋藤課長 ありがとうございます。

コンクール・コンテストに関する類似事業のところについては改善を図っております。コンクール・コンテストだけではなくて、国際協力、教育分野の業務経験、あとは日本における開発教育の業務経験、これは35ページに記載しておりますが、このいずれかというようなことで、類似業務というのは明確に幅広く提示しております。

また、事業規模の件に関しましては、いろいろと考え方があると思います。今回も5,000万程度というような御指摘を受けておまして、これを大きく取るのか、小さく取るのかというのは、残念ながら、それは民間事業者の方によって幅があるのかなと思って

おります。こういったことも踏まえまして、個別のアプローチとしましては、単にエッセイコンテストの実績があるような事業者の方のみならず、教育分野の国際協力の業務経験のある方、あと、JICAの開発教育支援事業の受注実績のある方とか、幅広くお声がけをして、何とか参入の促進を図っていきたいと考えております。

○石村専門委員 いま一度、再度検討をよろしくお願いします。

○齋藤課長 ただ、御説明申し上げているように、エッセイコンテストに関する類似業務ということについては十分な経験を有していないという点を踏まえまして、私どもとしましては、エッセイコンテストだけではなくて、御説明したとおり、国際協力とか開発教育、もっと幅広く類似業務を我々、検討の対象にしますよというふうなことを明記して改善を図っております。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○事務局 よろしいですか。

では、古笛主査と辻副主査という順番にしたいと思うのですが、次の事業の実施機関も待っていますので、お二人で終わりにしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

古笛主査、お願いします。

○古笛主査 もうこれだけ意見が出るということは、この実施要項でまた同じようなことを繰り返したとしても期待できないということで、率直に言うと、この実施要項を拝見したときに、恐らく長年やっていらっしゃる事業者であれば、何が依頼されて、何を自分たちがしなければいけないのかというのは分かるかもしれないのですが、新しく参入しようとされる方は、何が依頼されて、どこまで自分たちがしなければならぬのかということが分からないという状況です。あまり時間もないのですが、これだけの問題点が出ているので、もう一度、検討し直していただいて、私たちのほうも納得できる形を取らせていただけるようなことがいいのかなと思っています。時間がないのは重々承知しておりますけれども、再度、御検討いただけたらと思います。

○事務局 そのまま、辻副主査。

○辻副主査 辻からはもう結構でございます。ありがとうございます。

○事務局 大丈夫ですか。じゃあ、いいですかね。

それでは、事業担当者から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 審議ありがとうございます。

○齋藤課長 今後の検討の進め方についてちょっと確認をさせていただければと思うので

すが、本契約者は今年度末でございまして、今後、御説明申し上げたように、入札期間を十分取ること、引継ぎ期間を取るとのことですと、意見調整、もう今月中にも実施しなくちゃいけないような状況でございます。これをもう一度、かなり見直すということになりますと、もう少し時間的な有余を持って検討したほうが良いというような形の受止めなのか、私どもとしてはぜひ幾つか検討するところというのはお答えしているのですが、ここで進めさせていただけるとありがたいというふうに考えていますが、ちょっと今後の進め方について確認をさせていただければと思います。

○事務局 古笛主査、お願いします。

○古笛主査 恐らく残された問題が多過ぎるので、再度の審議を大至急お願いするということは可能でしょうか。

○齋藤課長 再度の審議ということですね。

○事務局 小委の審議は次にあるのは来週、9月14日で、次が10月5日になります。その1週間前ぐらいには資料をセットしていただくようになります。10月5日でも間に合いますか。なので、9月の下旬ですね。

○齋藤課長 今後の進め方については、総務省と改めて御相談させていただければと思います。

○事務局 はい。進め方は事業担当者と調整して、各委員にも連絡させていただこうと思います。

今日の事業担当者として確認したい点をお願いします。

○事務局 では事務局のほうから委員の先生方からいただきました御指摘と御意見をまとめさせていただきまして、実施要項に反映すべき点等を確認させていただきます。

実施要項への反映に関わるものが恐らく7点ほどあったかと思いますが、順番に確認させていただきます。

まず、辻副主査と小松専門委員から出た御意見で、外部組織の協力要員計画、第一次、第二次審査の審査員の確保についての項目なのですがすけれども、どのように実施要員を確保しているかなど情報を提供するような形で明文化するよう実施要項を修正されるということによろしいでしょうか。

○辻副主査 すみません、よろしいですか。情報提供のみならず、できればですが、今使われている外部の専門家を何らかの形で紹介するとか、もしくは先ほど無理もと、駄目もとで申しあげましたけれども、現在使っている事業者と契約する部分については、もう J

I C Aが直に契約して、審査員を御自分で確保なさった上で、ロジの部分に関して外部に委託するとか、そういう明確に切り分けをするとか、その辺りもできれば御検討いただければと思います。

以上です。

○事務局 分かりました。業者が分かるように、どのようなところを発注者と事業者で切り分けていくかというところと、要員の確保のところもそうなのですが、審査の実施体制、90名から100名でやっているということでしたが、実施体制についても実施要項にももう少し詳しく反映していただくということで修正をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

2番目です。稲生専門委員からの御指摘で、124分の14ページの海外研修に関してですが、プログラムの情報は開示していますが、実施要項(案)にプログラム作成についての説明が少ないということがありましたので、こちらも海外研修では発注者はどの業務までを行い、どの業務を受注者が行うかという切り分けについても詳しく追記をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○稲生専門委員 よろしくお願ひします。

○事務局 3番目は37ページの評価表についてですが、クリティカルポイントを押さえてという表現がされていたのですが、こちらは審査体制の部分も含め、クリティカルポイントという言葉ではなくて、もう少し具体的に修正をいただくということでよろしいでしょうか。

○稲生専門委員 そうですね。要は、サービスの質として何を事業者に求めているのかというのがよく分からないので、それがしっかりと反映される評価表にしていきたい。その一つの例がクリティカルポイントの部分であって、全体的に見直してくださいというふうに改めて強調しておきたいと思います。よろしくお願ひします。

○事務局 評価表については全体的に再度見直しをお願いいたしますということでお願ひいたします。

次に、4点目なのですが、外部の要員について、過度に依存していないかという評価表の中にあつた表現についてですが、これはちょっと表現が難しいところかと思うのですが、もう少し書きぶりを変えていただくというところでもよろしいでしょうか。

○稲生専門委員 これはさっきの論点と同じです。統合して全体的に見直して、事業者が誤解をなさらないように、もう一度、全体を見直してくださいということです。よろしく

お願いします。

○事務局 誤解を招かないような書きぶりを見直しをお願いいたします。

次に、5点目、石田副主査からの御意見なのですけれども、DX化の創意工夫の提案としてネット応募をぜひ取り入れていただきたいということなのですが、既に海外からの応募に関してはネット応募に対応することが可能ということをお聞きしておりますが、紙でもネットでも応募は可能という形で、応募方法をもう一度検討いただくということによろしいでしょうか。

○石田副主査 石田です。

入り口の実施要項なので、124分の6と124分の7、あるいは関係するところに、紙媒体ではなく、電子化の提案も歓迎するとか、電子化の提案を認めるというふうに、両方でいいと言うと両方になっちゃうので、もう電子化したいという業者がいたら、ぜひやってくださいという形で、紙媒体ではなく電子化の提案も認める、歓迎するという書きぶりに変えていただきたいと思います。

○事務局 はい、分かりました。では、6ページ、7ページはそのような書きぶりにして、提案事項としてDX化の創意工夫についても関連のページに追記すべきところがあれば追記をお願いいたします。

次に6番目です。応募数の分析については、ぜひしっかりやっていただきたいという御意見をいただきましたので、それはまた改めてやっていただくようお願いいたします。

7番目ですが、辻副主査からの御意見で、学歴、専門性、外国語というところですが、定型の経歴書になるということですが、最終学歴についてはそのままだでも、誤解を招かないように説明会等で御説明をいただく等検討をお願いします。外国語については特に評価もされないということですので、専門性の評価において外国語は必要ではないということで削除いただくことによろしいでしょうか。いかがでしょうか。

○齋藤課長 はい、外国語については、このところは検討いたします。

○事務局 お願いいたします。経験と資格、専門性を総合的に判断するというので、学歴についてはそれを評価するわけではなく、総合的に経歴書を評価するというのでまとめていただいてよろしいでしょうか。

あと、任意の記載事項とするという御意見もありましたので、経歴書の書き方ですとか任意の記載事項についても、御検討いただけたらと思います。よろしいでしょうか。

次に、8点目ですが、辻副主査、石村専門委員からも出ておりました2019年から

21年度、現行の事業の部分なのですけれども、ヒアリングに関して、実際出ているヒアリング結果を反映している点はあるのですが、事業規模が大きく実施体制が組みにくいといった意見については、この言葉だけですと内容が分かりにくいですので、可能でしたら、もう少し踏み込んだヒアリングをしていただけますでしょうか。具体的に業務の分割をしてほしいのかとか、そういったところになるとと思いますが、反映は次期事業のときになってしまっても、その点についてはもう少し具体的に要望をお聞きしていただきたいと思います。

以上、ご指摘、ご意見による修正点をまとめさせていただきました。

○事務局 委員の先生方、実施要項（案）の修正点のコメントなどは以上でよろしかったでしょうか。よろしいですかね。

JICAは先ほど事業担当者がまとめた点については御了解いただけますか、御検討いただけますか。

○齋藤課長 はい、検討いたします。

○事務局 それでは時間となりましたので、古笛主査、取りまとめをお願いいたします。

○古笛主査 本日は残された論点がかかなり多いので、本実施要項（案）につきましては再度の審議を実施する方向で御検討いただけたらというふうに思います。

取り急ぎ、独立行政法人国際協力機構におかれましては、本日の審議結果を踏まえ、再度論点を整理し、実施要項（案）に必要な修正を支給、御準備いただきたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問ですとか確認事項などがございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（独立行政法人国際協力機構退室）

（大学共同利用機関法人情報・システム研究機構入室）

○事務局 次に、「大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の学術総合センター建物管理業務」の実施要項（案）について、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所総務部、西島部長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○西島部長 国立情報学研究所、総務部長の西島と申します。本日は説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、私のほうから資料B-2、学術総合センター建物管理業務における民間競争入札実施要項（案）につきまして、事業の概要と実施要項の見直し点について御説明させていただきます。

まずは、事業の概要について御説明します。資料は358ページありますが、その1ページ、1.1（1）対象施設の概要を御覧ください。本件の対象施設となる学術総合センターは、千代田区一ツ橋にごさいますて、建物延べ床面積4万2,482.02平方メートル、地上23階建て、地下2階の施設であり、国立情報学研究所、国立大学法人一橋大学、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の3機関が所有し、利用しています。本建物管理業務の調達については、一橋大学、大学改革支援・学位授与機構の施設部分も含めて、国立情報学研究所において一括で行うものであります。

本建物管理業務は、同じく1ページの下のほうになります、1.1（3）業務の対象と業務内容に記載のとおり、先ほど申し上げました3機関の業務を適切かつ円滑に実施するため、施設の各設備を常に良好な状態に保ち、施設の利用者及び教職員等の快適性、安全性、衛生等を確保するように維持管理業務を適切に実施することを目的としており、業務内容は1ページの一番下、①統括管理業務、続きまして2ページに移っていただきまして、②運転監視業務、定期点検／特定／整備業務等の設備管理業務、続きまして、③防災センター業務、立哨・巡回業務、駐車場管理業務、防火管理補助業務等の警備業務としています。

続きまして、実施期間について、8ページを御覧ください。8ページの真ん中より下のほう、2.実施期間に関する事項に記載のとおり、実施期間については令和4年1月1日から令和7年3月31日までの3年間を予定しております。

続きまして、実施要項の見直し点について御説明させていただきます。同じく8ページの下の方、3.入札参加資格に関する事項を御覧ください。本建物管理業務については、これまで1者応札が継続していることが課題であると認識しております。ここでは、当該課題の解決に向け、競争性を高めるため、入札参加資格要件を緩和した事項等について御説明させていただきます。

最下段に記載の（3）において、国の競争参加資格について、従前はA等級としていたものをA、B等級というところで緩和をしております。

続きまして、9ページを御覧ください。一番上、（4）において、従前は公共機関等にお

ける取引停止処分を受けていないこととしていたものを、文部科学省から指名停止を受けている期間中の者でないことと、公共機関等を文部科学省へ変更しています。

続きまして、業務実績の見直し内容について御説明します。同じく9ページの(8)を御覧ください。①としまして、過去5年間において、常用発電機(使用発電機の能力が合算1,000キロワット以上のもの)として運用されているコージェネレーション・システムを導入している施設の管理業務を1年以上継続した実績があることとの要件がありますが、従前はこれに加え、自家用発電設備専門技術者保全部門免状の写しの提出を求めておりました。しかしながら、事業者へのヒアリングにおいて要件から外すことを検討していたご要望の提案があったことを踏まえて、免状の写しについては提出を不要とすることとしたため、当該記載については削除しております。

続きまして、②を御覧ください。従前は、公共機関(国、国立大学法人等)において、建物延べ床面積4万平米以上の建造物の建物管理業務を1年以上継続していたこととしておりました。その契約実績を、公共機関(国、国立大学法人等)においての部分削除しております。公共機関以外の契約実績についても考慮することとしています。

続きまして、③につきましては、これまで統括管理責任者の業務経験を10年以上としていたところを5年以上ということと緩和をしております。

続きまして、10ページを御覧ください。(9)の①の1行目から2行目で、単独で本実施要項に定める業務の内容の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる旨を明記して、グループによる参加を可能としているところです。

次に、10ページの4.(1)入札の実施手続及びスケジュールを御覧ください。今後の入札のスケジュールにつきましては、令和3年11月中旬頃に公告を予定しております。その後、入札説明及び質疑応答を行い、開札・落札予定者の決定を令和4年1月中旬から下旬頃に行い、令和4年2月初旬頃に契約締結、令和4年4月からの業務開始を予定しております。なお、入札公告期間について、前契約時においては約10日間であったものを今回は30日以上に延長しています。過去の調達では、入札公告から入札書類の提出期限まで10日程度であったため、人員を確保するのが困難であったかと思われます。そこで、公告期間を1か月以上取ることにより、人員を確保いただける期間を設ける改善をいたしました。また、今後はこれまで実施していなかった入札説明会を実施することとしており、入札説明会の日程等の詳細については、国立情報学研究所のホームページに速やかに公表

し、周知徹底を図りたいと考えております。民間事業者へより丁寧な説明の場を設けることで、民間事業者が新規参入の検討を行うに当たり、業務内容等を把握できるよう努めてまいります。さらに、前回の契約締結日は平成31年2月28日であり、業務開始の4月まで1か月もなかったところを今回の契約締結日は2月初旬頃とすることで、引継ぎのために必要な期間を十分確保する予定としております。この点についても、より多くの民間事業者が入札への参加を検討できるよう、工夫させていただいたところです。

続きまして、少し飛びますが、22ページを御覧ください。22ページに従来の実施状況に関する情報の開示という項目を設けております。この22ページから26ページにおいて、従来の事業に係る詳細な情報を開示することといたしました。

具体的には、22ページにおいて実施に要した経費を示しています。

続いて、23ページにおいて実施に要した人員、次に24ページから25ページにおいて実施に応じた施設及び設備、次に25ページの下段において実施における目的の達成の程度、最後に26ページに業務フロー図等の実施方法を示しております。これにより、現在契約を締結していない民間事業者においても、本建物業務に係る業務内容、必要経費、業務量等の把握が可能となりますので、新規民間事業者の参入促進が図られることになると考えています。

最後になりますが、恐縮ですが、少しページをお戻りいただいて、6ページを御覧いただけますでしょうか。6ページの1.2、サービスの質の設定のところの1.2.1の本管理業務の質、(1)の①を御覧ください。本建物管理業務の質の確保という観点から、新しい取組としまして、本センターの職員及び関係者に対して、年1回、施設・設備アンケートを実施し、館内における各種設備の管理業務、館内環境等における満足度を把握することとしており、当該取組によりサービスの質の維持向上を図ることとしています。

アンケート用紙は27ページから28ページに別紙3として添付しておりますので、御確認いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいまの実施要項（案）の説明について、御意見、御質問のある委員におかれましては御発言をお願いいたします。

辻副主査、お願いします。

○辻副主査 辻でございます。御説明、どうもありがとうございました。

実施要項をざっと拝見したところ、僕の主観でございますけれども、都心部によくある比較的大きな規模のビルの管理、メンテナンスという業務かなとお見受けしまして、そうすると、恐らく受託可能な、引き受けてくださる方々は比較的多くいらっしゃるのかなと思ってしまったのですが、実施府省におかれましては、1者応札が続いている原因について、何か分析なさっていらっしゃるでしょうか。

○西島部長 御質問ありがとうございます。

前回、前々回と1者応札ということで、実際に応札に至ったのは1者だったのですけれども、資料を取りに来た者が数者おりましたので、その者に対してアンケートを取りまして、応札に至らなかった理由とかを確認しております。多くはやはり人員の確保が難しかったというふうに回答いただいております。それを踏まえた形で、今回、調達期間を見直しております。公告期間を1か月以上空けたり、引継ぎの期間も1か月以上取ったりというようなことで改善を図っているところでございます。

○辻副主査 ありがとうございます。今、おっしゃった人員の確保というのは、何かこのビルには特殊な設備があって、特殊な資格者が必要だとか、そういう御趣旨ではなくて、単純に準備期間が短かったので人員を集めることが困難だったという御趣旨でしょうか。

○西島部長 ありがとうございます。そうですね、アンケートを取ったときも、要件自体に問題があると回答してきた者、ゼロではないのですが、あまりなかったというふうに認識しております。そういう観点から言うと、やはり人員の確保に係る時間を十分与えることが一番効果的なのではないかということで、先ほど説明させていただいた見直し事項も、その辺で人員の確保のしやすさという観点で見直したということが主になります。

○辻副主査 念のためでございますけれども、1枚ペラの資料B-4でございます。これの一番右の列の真ん中のあたり、仕様書の部分でございます。3つ目の点、自家用発電設備専門技術者（保線部門M）の免状の写しの提出を削除とございます。ちょっと心配になったのは、ビルの設備の都合上、この技術の資格を持っている人間が法令上求められているという事情はないでしょうか。

○西島部長 ありがとうございます。そこはないことを確認した上で削除しております。

○辻副主査 では、書かれている趣旨というのは、免状を提出する事務が不要であって、この資格者が必要であるという御趣旨では一切なくて、そもそもこの資格を持った人間は要らないという御趣旨なのですね。

○西島部長 そうですね。経験という意味では、今回、コージェネレーション・システムがありますので、やはりそこはしっかり管理していただかなければいけないので、その経験のところは残させていただいておりますけれども、その管理をする免許が必要かというところとそういうものではないので、今回は削除させていただいたというところです。

○辻副主査 分かりました。どうもありがとうございます。

○事務局 ほかに何かございますか。

石田副主査、お願いします。

○石田副主査 358分の9のところ、(8)以下の業務実績を有することということで、②が1年以上継続した実績があることというふうに緩和、③も統括管理責任者を今までは業務経験を10年以上だったのを5年以上にするというお話なのですが、5年じゃないといけないのでしょうか。②が4万平米以上で管理業務1年以上であれば、統括管理責任者も1年以上ではいけないのでしょうか。

○西島部長 ありがとうございます。統括管理者については、やはり全体を管理する者ということで、この者については、当初10年だったものを5年ということで、我々の考えとしては、やっぱり最低限これぐらいの経験は欲しいということで書かせていただいております。

○石田副主査 そうすると、10年を5年に緩和したので、ここの部分は過去のヒアリング等では参入障壁にはならないという理解をしていらっしゃるということでよろしいのですか。

○西島部長 ありがとうございます。そうですね、そのように考えています。以前のアンケートでも、ここが何かネックになったというような意見はいただいております。

○石田副主査 分かりましたありがとうございます。

○西島部長 ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 ただいま辻副主査、また石田副主査から御意見いただきましたが、研究所の方にもう回答いただいておりますので、特に修正なく、このまま本委員会に上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○事務局 それでは時間となりましたので、古笛主査、取りまとめをお願いします。

○古笛主査 本件につきましては、特に問題もないようですので、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものととして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に御一任いただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○古笛主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましても、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（大学共同利用機関法人情報・システム研究機構退室）

— 了 —